



ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

一般社団法人 長野県労働者福祉協議会
〒380-8710
長野市立町978-2 労済会館内
TEL026-232-6667 FAX026-232-6672
E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp
http://www.lsc-nagano.or.jp
発行人 中山 千弘
編集人 三好 雅彦

第300号2017年1月1日

不安社会の今、誰もが将来に渡って安心して暮らせる社会の実現を!!

「連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくらう」



一般社団法人
長野県労働者福祉協議会
理事長 中山 千弘

あけましておめでとうございます。

新春にあたり、皆様今年一年のご健勝ご活躍を心からご祈念申し上げます。

冒頭、この機関紙「ながの労福協」が昭和36年初刊発行以来、本号で300号を迎える事が出来ました。皆様のご愛読に心から感謝申し上げます。この間、ご希望もあり発行部数を8,000部から15,000部に増刷しました。年間6回の発行で、読者の皆様から「くらし何でも相談が役に立っている」「間違い探しが楽しみだ」など発行当時に比べると3倍以上の返信のお声を頂いております。今後も読者の皆様のお役に立つ機関紙を目指して編集委員会を充実していく所存です。ご意見やご要望をお寄せいただくと幸いです。よろしく願います。

さて東日本大震災・長野県北部地震から6年目、また2014年の県内大雪・南木曾土石流・御嶽山噴火・神城断層地震などの自然

災害から3年目となります。昨年は熊本・鳥取地震、豪雨災害など自然災害が止まりません。私たちは、県民全員で「絆・きずな」のひろがりを意識し被災地の皆様に寄り添った復興・再生に向けた活動を進めていきたいと思います。更に我が身にもいつ来てもおかしくない自然災害への備えと被災予防活動をしっかりと実践していきましょう。

私達、勤労者を取り巻く環境ですが、格差が年々拡大し貧困が固定化しています。子供の貧困は重大です。6人に1人が一日一食生活です。大卒時点でも平均300万円の借金を抱える実態です。就職は若年労働者を中心に多くの非正規社員が生まれています。一度会社を辞めると正社員として働けない実態(10月の長野労働局発表正社員募集割合は全体の34.1%)も続いています。会社を定年退職しても老後生活では下流老人、老後破産など厳しい現実です(生活保護受給者の半数が65歳以上の高齢者という実態)。まさに、すべての年代・家庭で生活不安・将来不安が蔓延している状況です。この厳しい現実の中で長野県労働者福祉協議会は法人として6年目を向かえます。私達は、2020年ビジョンである「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会の実現」を掲げ、「頑張った人が報われる。将来、誰もが安心して暮らせる社会」の実現を目指し活動を進めます。あたりまえに働き普通に暮らせる社会を創るうではありませんか。子供たちや未組織労働者を含めた全ての働く者、そして高齢者の幸せの為、「労福協生活あんしんネットワーク」の具体的実現を目指します。共に頑張りましょう。本年もよろしく願います。

2017年 年頭挨拶

労働者福祉中央協議会
会長 神津 里季生



新年明けましておめでとうございます。皆さまにご協力いただきまし

た約304万筆の署名が世論のうねりをつくり、政府は給付型奨学金制度の創設に向けて動き出しました。一歩前進ではありますが、対象者や金額はあまりにも小規模です。今後の予算や法案の審議で少しでもより良い内容に改善し、将来に向けて拡充していく道筋をつけていくことが必要です。若者の未来を支え持続可能な社会とするために、この機を逃さず、みんなの力を結集し、何としても成果を勝ち取りましょう!

いま、世界中で格差と貧困が拡大し、一部の者が富を独占し、中間層も分解され二極化が進行しています。加えて、多様性を否定するような動きも強まり、社会の分断と亀裂をもたらしつつあります。日本においても、あらゆる世代・層で格差・貧困が拡大し、孤立が広がっています。今こそ「連帯・協同」に価値を置く協同組合や労働組合が手を携えて真価を発揮し、分断社会を変えていきたいと思います!

労働者福祉と安心・安全の県民生活の向上を目指して！

2016年度県労福協県政要請

阿部知事との交渉

11月2日(水) 13時より、2016年度県政要請(知事懇談・部局折衝)を行いました。



知事懇談の様子

まず、中山理事長が

「日頃の労働者福祉に関するお取組みについて感謝申し上げます。日本政府の行っている経済効果は、まだ地方には届いておらず、労働者の生活実態は厳しいものがある。本日は、労働者福祉の観点から要請をさせていただき、対応をお願いしたい」と挨拶し、続いて三好専務理事より、概要説明がなされ意見交換を行いました。

阿部知事からは「労福協におかれましては、労働環境の改善、暮らしの安心・安全の確保など、様々な観点でご支援ご尽力いただいております。要請の趣旨については、県としても同じ思いである。生活困窮者支援制度の充実については、地域ごとに開催している連絡会議により関係機関と一層の連携を図るとともに、研修会等により相談機関や相談者全体のレベルの底上げを図りたい。地域の事情に応じて



要請書を阿部知事に手渡す中山理事長

事業を展開するため、県及び市が更に積極的に取り組めるよう、任意事業の国庫補助率の引き上げを国に要請して行く。『奨学金』問題の改善に向けては、県では国に先駆けて民間からの寄付を活用しながら給付型奨学金の制度を創設したが、まだ充分とはいえない。大学の授業料が高い水準にあることも、この問題に関係しているものと考えている。地方の大学への支援の強化などについても国に要請して行く。フードバンク信州の活動については、事業の趣旨に賛同できるので、県の対応窓口を一本化し取り組みたい。今後とも労福協の皆様には、いろいろな形でご協力・ご支援をお願いしたい」と述べられました。

部局折衝について

同日13時45分より、6項目の要請について「部局折衝」を行いました。まず、酒井労働雇用課長より挨拶があり、労福協は高橋副理事長が挨拶を行いました。要請項目ごとに県からの回答が示され、それぞれ意見交換を行いました。

以下、要請主旨と主な回答の抜粋を掲載します。

1. 【生活困窮者自立支援制度の充実に向け

て、生活保護が必要な人への対応の充実と任意事業の拡大・国庫補助率の引き上げを」

地域福祉課は、「まいさば」では、生活保護が必要な方には適切に生活保護に繋ぐよう指導している。任意事業の取組みについては、29年度は全市で実施される見込みである。また、任意事業の国庫補助率の引き上げについては国に要請していく」と回答。

労福協からは、この事業を通して見えてきたものや課題、そして今後の対応についてまとめていただくことを要請。

2. 【奨学金問題の改善に向けて、就学困難者に対する就学相談窓口の充実と県独自の給付型奨学金制度の充実・改善を】

私学・高等教育課などは、「県では、本年度から『県内大学進学のための入学金等給付事業』の受給者を対象に、入学後の就学を支援するため、『県内大学修学のための奨学金』を創設し、運用している。今後、制度の利用拡大のための周知活動を行うとともに、国に対しても奨学金制度の改善を要望していく」と回答。

3. 【フードバンク信州への支援について、県の啓発・広報の協力と財政面での支援や防災備蓄食料の提供を】

地域福祉課は、「県としても、まいさばの広報や消費者向けの情報誌などで紹介していく。財政面の支援については、情報交換をさせていただく中で検討していく」と回答。危機管理防災課は、「防災備蓄食料を、フードバンクに寄付を行っている自治体もあることから、その財源内容を確認し、提供が可能かどうか研究していく」と回答。

4. 【消費者被害防止対策の強化に向けて、県を挙げての実効的な被害防止対策

の推進と官民の連携の強化を」

「働き盛り世代特殊詐欺撲滅プロジェクト」を実施し、協力していただける企業や団体を『特殊詐欺協力隊』として認証している。今後も、長野県を挙げて粘り強く対策を継続して行く」と回答。

5. 【雇用の安定と公正労働条件の確保について、雇用対策の強化と学生への労働法等の教育の充実を】

労働雇用課は、「県では、労働局と連携し非正規労働者の正社員化の取組みを強化するよう、経済団体を通じた働きかけを行っている。また、『新社会人ワーキングセミナー』や『はたらく若者ハンドブック』について充実を図り、多くの学生・生徒が働くルールを学ぶことができるよう、県内高校・大学等に周知する」と回答。

6. 【暮らしの安全と安心の確保・消費者行政の充実強化について、消費者団体支援の充実を】

食品・生活衛生課は、「長野県食品衛生監視指導計画を定め、効果的かつ効率的な検査や監視並びにリスクコミュニケーション事業を行っている。今後も、様々な課題に対応できるよう、引き続き必要な予算の確保に努めていく」と回答。



部局折衝の様子

暮らし安全・消費生活課は、「適格消費者団体の設立に向けた活動支援について、設立準備会へオプザーバー参加していく」と回答。

はたらく人の「みらい・あんしん」学校 第24回労働者福祉学校

12月10日(土)メルパルク長野において第24回労働者福祉学校が開かれました。

今年は昨年の労働者福祉学校での提案を踏まえ、労働者福祉学校という名称を、ぼたらく人の「みらい・あんしん」学校と親しみやすい名称に変え、従来の動員型から参加型とし、一般からより多くの働く皆さんに参加・共感を頂きたいことから学校形式としました。またカリキュラムも、前半は悩みや不安の多い課題をテーマとした複数のセミナーを参加者の選択で受講していただき、後半は全体セミナーとして、「これからすべきこと」「やるべきこと」など、自らの気づきを感じとり、暮らしていただくことに役立てて頂ける内容の講演会を企画しました。当日は労働団体・事業福祉団体・NPOなど関係団体並びに一般の聴講者を含め約90名の参加者で行われました。



オリエンテーションで主催者を代表して挨拶する中山理事長

冒頭のオリエンテーションでは主催者を代表して中山理事長から、「今日、非正規労働者が四割に達し、年収二百万円以下

下の層が一、一〇〇万人を超える状況の中、日本社会の持続可能性が問われている。若者から壮年、高齢者に到るまで、あらゆる世代、あらゆる層で格差・貧困が取り組む生活安心ネットワーク事業の充実・拡大が求められています。本日のセミナーもこれまでど

らかと言え、内向きである」と指摘されてきた私たちの活動をより多くの方に知っていただき、共感の輪を拡げていきたいと考え企画した。労福協を知っていただ

き、また、労福協とともに歩んで頂ける人が増えるとともに、参加者一人ひとりが、本日のセ

ます。若者から壮年、高齢者に到るまで、あらゆる世代、あらゆる層で格差・貧困が取り組む生活安心ネットワーク事業の充実・拡大が求められています。本日のセミナーもこれまでど

らかと言え、内向きである」と指摘されてきた私たちの活動をより多くの方に知っていただき、共感の輪を拡げていきたいと考え企画した。労福協を知っていただ

き、また、労福協とともに歩んで頂ける人が増えるとともに、参加者一人ひとりが、本日のセ

12:40~12:50	オリエンテーション					
13:00~13:50	住宅取得 応援セミナー	保障設計の 考え方 (遺族保障編)	知っておこう 個人型確定 拠出年金	夢をかなえる わが家の ライフプラン	子育て期の 女性を応援	働き盛り世代対象 訓練型特殊詐欺 対応講座
14:00~14:50		保障設計の 考え方 (医療保障編)	知っておこう 個人型確定 拠出年金	夢をかなえる わが家の ライフプラン	子育て期の 女性を応援	働き盛り世代対象 訓練型特殊詐欺 対応講座
15:00~16:30	全体セミナー「輝いて生きるための言霊」 講師 松山三四六氏					



講演する松山三四六氏

ミナーの内容を生活の中で活かしていただけるように願っている」との挨拶がありました。13時からのセミナーでは、テーマとして①住宅取得応援セミナー、②保障設計の考え方(遺族保障編)(医療保障編)、③知

つておこう個人型確定拠出年金、④夢をかなえるわが家のライフプラン、⑤子育て期の女性を応援、⑥働き盛り世代対象訓練型特殊詐欺対応講座と6セミナーを設定し、参加者個々人において興味のある二つのセミナーを受講していただきました。

15時からの全体セミナーでは、タレントの松山三四六さんに講師としてお越しいただき、「輝いて生きるための言霊」と題して講演をして頂きました。三四六さんご本人のこれまでの経験や人々とのつながりを軸に、人に与えられているミッション(使命)について、また、私たちが仕事をする

こと何故大切なのか等について、様々な言葉がもつ意味とその言葉の本質(言霊)まで掘り下げてお話し頂き、三四六さんの言葉に対する造詣の深さに感心させられるとともに、巧みな話術とあいまって瞬間

に時間が過ぎました。講演の最後には三四六さんと全参加者の記念撮影を行い、ぼたらく人の「みらい・あんしん」学校を終了しました。労働者福祉学校として、これまでと大きく変わった取り組み内容であったため、運営については不十分な面が多々あったものの、セミナーのテーマ設定・時間配分や全体セミナーの内容など参加者の皆さんからは概ね好印象の結果が得られました。来年度以降周知方法等の課題改善に努め、更に多くの方に参加いただく取り組みに



三四六さんを囲んで参加者全員での記念撮影

してまいります。

・東部ブロック・第51回定期総会・50周年祝賀会

12月1日(木)日暮里ホテルラングウツドにおいて、第51回定期総会が行われました。

冒頭、黒河東部ブロック会長より「格差

拡大・貧困問題をはじめとして多くの課題が山積し、私たち勤労者・生活者を取り巻く情勢が厳しいなか、確認された活動方針

にもとづき結成50周年の節目にむけ、この一年間取り組みを進めてきた。特に奨学金の問題は現在進行形で進められており、更に多くの賛同者やアンケート回答者が集約できるような努力をお願いする。また、七月の相模原市障がい者施設で起きた事件を振り返ると社会の脆弱性が見え、日頃より福祉運動を推進してきた私たちの取り組みの未熟さを痛感した。東部ブロック51年目

労働者福祉東部ブロック協議会 第51回定期総会



東部ブロック第51回定期総会の様子

の活動として、我々は持続可能な社会を構築していくために先を見据えた活動をしつかりと行っていきたい。」と挨拶がありました。

続いて東京労福協・大野会長、中央労福協・花井事務局長から来賓あいさつを頂き、協議事に入りました。

小松事務局長から2016年の活動報告並びに2017年活動方針について提案がされ、東部ブロックとして、中央労福協の中核を担うブロック労福協のとの自負を持ち、固い絆と信頼関係の構築により課題や運動のあるべき姿を見据え、活力ある福祉社会の前進に具体的な諸施策を講じるなど大きく一歩を踏み出していく。今こそ労働運動や労働者自主福祉運動の真価が問われていることを十分に踏まえ、労福協運動の原点である「福祉はひとつ」のもと活動を進めていく総論提案がなされ、その後具体的方針案を全体で確認し閉会しました。

今総会では役員改選がおこなわれ次の役員が選出されました。

- 会長 黒河 悟 (千葉県労福協)
- 副会長 柏木 教一 (神奈川県労福協)
- 事務局長 須永 謙治 (東京労福協)
- 事務局次長 市川 敏行 (神奈川県労福協)

大会終了後に、東部ブロック協議会結成50周年記念祝賀会が開催されました。



講演する高橋中央労福協アドバイザー

まず、第一部として高橋均・中央労福協アドバイザーによる

「戦前・戦後の労働運動、協同組合運動の歴史から見えてくるもの」と題した記念講演が行われました。その後の祝賀会では、来賓としてお越し頂いた中央労福協・神津里季生会長、連合関東ブロック連絡会・岡田啓会長、中央労働金庫・松迫理事

長、全労済東日本事業本部・廣田政巳事業本部長からご挨拶を頂き、斉藤副会長による乾杯の音頭で祝賀会が開始されました。祝賀会では40周年からこれまで間、東部ブロックの役員・幹事として活躍された方々に対して表彰が行われ、長野県からは、青木正照元専務理事と今井啓次前専務理事が功労者として表彰されました。最後に新しく就任された、柏木副会長より各労福協

が地域の中心となり、今後更なる活動を充実させていく旨の決意を述べられ50周年祝賀会が締め

られました。



祝賀会で挨拶する黒河会長

2016年度

長野県勤労者体育大会 県大会結果

野 球 11/12(土)・13(日) オリンピックスタジアム 県営長野球場	優勝	NHKニッパツ労組伊那支部	上伊那地区
	準優勝	北アルプス医療センターあづみ病院	中信地区
	三位	JP労組信越郵政支部	長野地区
	三位	茅野市職員労働組合	諏訪地区



第46回

長野県消費者大会開催!



第46回長野県消費者大会の様子

11月25日(金)、ホテルメトロポリタン長野にて「第46回長野県消費者大会」が開催され、「食品表示と健康食品を学び、自立した選択のできる消費者に」をテーマに、県下各地より約1000人が参加しました。

冒頭、岩崎恵子副会長より開会の挨拶、鶴飼照喜会長より主催者挨拶の後、来賓の長野県民文化部青木弘部長よりご挨拶をいただきました。

長野県消団連の牛澤高志事務局長が県消団連の取り組み報告を行いました。長野県内の消費者問題として「長野県消費生活基本計画の推進と消団連・消費者団体の役割」、「適格消費者団体を目指すながの消費者支援ネットワークの紹介」、「レジ袋削減の取り組み」

について報告しました。また全国課題として1. 食品表示、2. 電気料金自由化、3. 都市ガス料金自由化とLPガスの料金、4. 洗濯表示変更など紹介しました。

特別講演ではFOCOM事務局長の森田満樹氏から「新しい食品表示を消費者はどう理解するか」機能性表示食品を中心に」がありました。

● アレルギー表示が詳しくなります。● 原材料と添加物の区別が一目でわかるようになります。(原材料/添加物が、スラッシュで区切る。● 製造者や販売者など、表示責任者が製造所と異なる場合、「どこで製造したか」が分かりやすくなります。● 栄養成分表示が義務化され、食塩が「ナトリウム」表示から「食塩相当量」表示になり、理解し易くなります。

講演後、参加者から質問を受け付け、森田氏から詳しくご説明頂きました。「機能性食品を摂取して健康被害に遭ったら?」の質問には、『必ず消費生活センターや医療機関に相談を。酵素ジュースでは年間200件を超える苦情が寄せられています。被害救済されにくいので、おかしいと思ったらすぐに止めましょう』と回答など。



特別講演を行う森田満樹先生

【新しい食品表示】 生鮮食品は2016年9月30日まで、加工食品が2020年3月31日までを移行期間とし、旧表示でも可。現在は旧表示と新表示が混在しています。

中央労福協 第7回加盟団体代表者会議



第7回加盟団体代表者会議の様子

11月25日(金) 日暮里ホテルラングウッドにおいて、第7回加盟団体代表者会議が開催されました。本会議は、労働団体、事業団体、地方労福協の各代議員が参加し、昨年提起された2年サイクル活動方針の中間総括と後半の1年間の活動の補強案を協議するものです。

はじめに神津里季生会長は、「奨学金問題の取り組みについては、これまでの取り組みにより一歩前進が図られたと認識している。しかしながらまだその先にも高い山が続いており、いま取り組んでいる活動を通して世論を喚起し、大きな運動にしていくことが必要であり、何となく成果を勝ち取っていききたい。また、貧困・格差の是正と困窮者自立支援の問題については、活困窮者自立支援制度がスタートして1年半が経過をした。各地域において自治体の取り組みを情報収集・検証し、次へのステップアップにつなげていただきたい。そして、私たちが取り組んでいるライフサポート活動も、

生活困窮者自立支援制度や様々な団体とのネットワークを広げて、働く人・地域の人たちの拠り所としての機能を強化していく取り組みに、それぞれの地域でお願いをしたい。私たちは「2020年ビジョン」において、お金のGDPでは測れない価値を重視し、人と人とのつながり・絆が大切にされ、貧困や社会的排除を許さない社会を展望しています。社会の分断や孤立が広がる中で、今こそ、「連帯・協同」に価値を置く協同組合や労働組合が手を携えて真価を発揮し、社会を変えていく時です。これからの1年間、「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」に向けて前進していくための、実りある討議を2年サイクルの運動の中間年において、活動方針の中間総括と補強についてご論議いただき、そこからまた来年度の活動につなげて頂きたい」と挨拶されました。

続いて花井事務局長より2016年度活動報告並びに中間総括と課題・補強(案)が提案され、全体で確認されました。

今日、労働運動、労働者自主福祉運動に求められている役割と責任はますます高まっています。「連帯と協同でつくる安心・共生の福祉社会」の実現に向かって力強い第一歩を踏み出すことを全体で確認し合いました。

いま、考えよう! ~相続税対策について~

わが家も課税対象に?

平成27年1月1日から、相続や財産に関わる法律や税制に大きな改正があり、勤労者の家庭も相続税がかかる可能性が出てきました。今まで、相続税というと資産家が心配する税金であり、一般の家庭では「無縁」でしたが、他人事ではなくなりました。

その理由は、亡くなられた人の現金・預金・株式・土地・建物等の財産から、「基礎控除」を差し引いた額(課税遺産総額)が相続税の課税対象となりますが、この基礎控除が大幅に引き下げられたからです。

<課税価格の合計額> 現金・預金・株式・土地・建物 - 借入金 - 基礎控除額 = 課税遺産総額

「基礎控除」は、一律に適用される「定額控除」と法定相続人の数に応じて決まる「比例控除」で構成されます。税制改正では、定額控除が5,000万円から3,000万円へ、また、比例控除が法定相続人1人につき1,000万円から600万円に引き下げられました。

(例1) 法定相続人3人のケース(相続人が妻・子供二人)

<税制改正後(平成27年1月1日以後)> (基礎控除3,000万円+法定相続人一人につき600万円)

3,000万円+600万円×3人=基礎控除4,800万円

<参考:税制改正前>

5,000万円+1,000万円×3人=基礎控除8,000万円

よって、自宅やマンションを所有し、2,000万円程度の預貯金がある家庭なら、相続税を払う可能性があるかもしれません。



1. 生前贈与を活用し節税対策を!

(1) 贈与税の2,000万円の配偶者控除

婚姻期間が20年以上である夫婦の場合、配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合、それらの財産に係る贈与税の課税価格から2,000万円(配偶者控除額)を控除することができます。

この規定を適用するに当たっては、居住用不動産の名義を変えた年の翌年の3月15日までに贈与税の申告が必要です。

(2) 住宅取得等資金の贈与の非課税措置

平成27年1月1日から平成31年6月30日までの間に、直系尊属(父母・祖父母・養父母)からの贈与により住宅用家屋の新築、取得又は増改築等に充てるための金銭の取得をした一定の受贈者が、住宅用家屋の新築等について一定の要件を満たしている場合は、非課税限度額までの金額は贈与税がかかりません。

この規定を活用して、子や孫に住宅資金として金銭を贈与しておく事も有効です。

(3) 贈与税の110万円の基礎控除

その年中に贈与税の基礎控除額110万円までは、財産を贈与しても課税の対象になりません。毎年110万円の範囲で金銭等を贈与していくことも有効な方法です。なお、110万円まで贈与しても申告の対象となりません。

(4) その他の贈与の非課税の規定

その他の贈与の非課税の規定としては、直系尊属から、教育資金管理契約、結婚資金・子育て資金管理契約により、教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与の規定もあります。

(5) 贈与の注意点

せっかく生前に贈与しても、贈与をした方が死亡した場合は、相続の開始前3年以内の贈与分は相続財産に加算されてしまうので、財産を早めに把握し計画的に贈与をする事がポイントになります。

2. 不動産を活用しよう!

同じ相続財産でも、現金の評価額は100%(金額と同額)ですが、土地や建物といった不動産は、時価より低く評価されます。よって、相続前に現金を不動産に換えておけば、相続財産を圧縮することができます。

「土地」の相続税評価額は、路線価評価地域でおおむね公示地価の約8割、「建物」は建築費(購入費)の約6割となります。

3. 生命保険を活用しよう!

生命保険を活用した相続税対策も有効です。死亡保険金は本来、相続税の課税対象ですが、「500万円×法廷相続人数」まで非課税となります。



いつか向き合う相続です。相続する方も、財産を引き渡す方も早めに準備を始めましょう。これまでの人生を振り返って必要な情報をまとめる「エンディングノート」も多くの人に活用されています。また、自己判断をせず、税の専門家である税理士に相談することも重要です。

(記: 園原税務会計事務所)

くらし・なんでも相談

シリーズ
No.66



松本 陽
司法書士

《相続について》



くらし・なんでも相談

【事例①】
先日、父が亡くなりました。母はまだ健在で、子供は私と弟がいます。四十九日も終わり、父の遺産について相続手続きを行う予定ですが、相続人は誰になりますか？

【回答】
民法では法定相続人を定めております。配偶者は必ず相続人となり、子供・親・兄弟姉妹にはそれぞれ相続の順位が決まっております。

まず、子供は第一順位として優先して相続人となります。ご質問の場合は、配偶者である母と、子供のお二人が相続人です。
仮に亡くなられた方（以下、「被相続人」といいます。）よりも先に死亡している子供がおり、その子供にも子供がいる場合はその方（被相続人からみると孫）が相続人となります。この者を代襲相続人といいます。子や孫がいない場合は、親などの直系尊属が第二順位で相続人となります。もし、親などの直系尊属が全員亡くなられているときは、

兄弟姉妹が第三順位で相続人となります。兄弟姉妹で被相続人よりも先に亡くなられた方がいる場合、被相続人からみて甥・姪まで代襲相続人となります。甥・姪以降は代襲しません。

子供がいない夫婦の場合、どちらかが亡くなると、親などの直系尊属が限り、兄弟姉妹（又は甥・姪）が相続人となるため、その後の手続きがスムーズに進められないケースも出てきます。例えば、被相続人が高齢で死亡した場合、当然ながら兄弟姉妹も高齢であり、遺産をわけると話し合いができないことがあるからです。特に大正昭和初期に生まれた方は兄弟が多い場合が多く、また代襲相続が生じていると、甥・姪が海外に居住している場合もあります。

また、離婚されている方で前妻との間に子供がおり、後妻との間にも子供がいる場合は、後妻とその子及び前妻との間の子が相続人となるため（前妻は相続人ではありません）、話し合いが難しい場合があります。自分が死亡した場合に誰が相続人となるのか、それ

を理解し、遺された相続人が円満・円滑に相続手続きができるようにしておきたいですね。

【事例②】
父の相続について相続人が確定し、遺産の分け方について話し合いを行いたいのですが、どんなものが遺産となるのでしょうか？

【回答】
いざ遺産の分け方について話し合うとしても、何が遺産かがわからないと話し合いができませんよね。ちなみに遺産の分け方について話し合うことを遺産分割協議といいます。遺産分割協議の対象となる遺産の範囲について説明します。

まずは現金ですが、これは遺産分割の対象となります。よく、被相続人の死亡前に預貯金口座から現金を引き出す行為がありますが、この場合はおろされた現金は遺産となり、遺産分割の対象となります。

次に預貯金ですが、今までは遺産分割の対象とされないとされてきました。が判例の変更により対象となる可能性があります。ただし、相続人全員の合意により遺産分割の対象にすることができ、実務上でも預貯金について遺産分割の対象として協議することが多いといえます。

生命保険金については受取人が相続人である場合は、原則、相続人自身の財

産とされ遺産分割協議の対象となりません。さらに被相続人に借金が多額にある場合に、相続放棄をしても生命保険金は相続人固有の財産として受け取れるため利用が多いといえます。相続税の取り扱いとしては課税相続財産とされており、一定金額までは非課税として扱われるため、現金として遺族に遺すよりも生命保険として遺したほうが相続税上は有利となります。

不動産については、遺産分割の対象となります。アパートなどの収益財産について、不動産自体は遺産分割の対象となりますが、被相続人が亡くなってから遺産分割が終わるまでの賃料は、法定相続人がそれぞれの法定相続分にしたがつて受領できる権利を有します。

ほかにも書画骨董や有価証券なども遺産となります。注意すべきは、借金は遺産分割協議により特定の相続人が負担するとしても、それだけで債権者に対抗することができません。詳しくは専門家にご確認ください。

毎月第2土曜日は、弁護士司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談

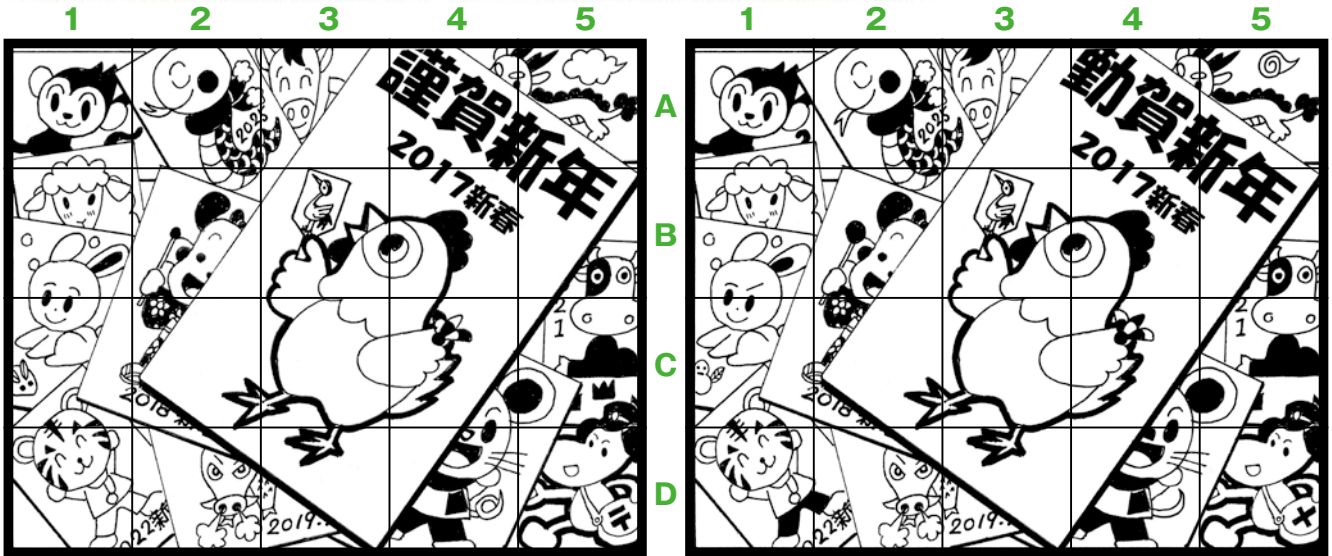
くらし・なんでも相談。ほっとダイヤル
☎0120-39-0026



ご家族で楽しむ

16のまちがいさがし

下に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を16探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思ひます。



(画：ろうきん 西澤 修氏)

プレゼントの応募方法は、FAXとホームページからも応募できます。

- ★その1 長野県労福協のホームページ下のバナーから応募ください。
- ★その2 FAX番号 026(232)6672
- ★その3 官製はがき (宛先は表紙にあります。) いずれの方法による応募の場合も次の項目を必ずご記入ください。
- クイズの答え(16箇所)
- 労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言
- 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先
- 正解者の中から抽選で1名の方に図書カード(五,〇〇〇円分)、10名の方に図書カード(一,〇〇〇円分)をプレゼント。
- 締切り2月10日



http://www.lsc-nagano.or.jp/

プレゼントの応募方法



当選者5名(敬称略)

小松 恵 (原村)
原 尚宏 (飯田市)
岩坂 惇 (松本市)
金子 恰美 (岡谷市)
高畑 希 (長野市)

前回の正解は

日々是好日

新年明けましておめでとうございます。今年も宜しくお願ひ致します。

さて私自身正月を迎えると、いつも頭の中を横切る一句があります。誰もがよく知っている一休禅師の句歌です。

「門松(正月)は 冥土の旅の一里塚 めでたくもありめでたくもなし」

これは、晩年一休禅師が町中でお正月のおめでたい気分の方に、骸骨の付いた杖をつきながら、詠んだものといわれています。

正月早々に「冥土」とか、めでたくもなしという言葉に縁起でもない一瞬感じとってしまいます。しかしながら、金持ちも貧乏人も区別はなく、誰でも平等に歳はとっていきます。さらに、生まれてきたときにすでに死ぬことが決まっているのであるから、与えられた人生をいかに生きていくのか、どのような生き方が自分にとってふさわしいのか、さらにどのように死んでいったらいいのかを、一休禅師の句歌に込められていると思ひます。年の初めにあって、この一年の計を立てるのみだけでなく、歳をとることの意味、さらには生きることも意味、死ぬことの意味を、考えてみるのにもよい機会かと捉えています。

今年の干支は酉(とり)です。商売にはとても縁起の良い年であり、縁起を担いで新たな仕事のステップアップに向いている年だといわれます。二〇一六年は色々と波乱万丈の年でしたし、

二〇一七年も樂觀視できないようですが、良い年になるよう、自分自身がプラスに物事を捉え、二〇一七年も良い年にしていきたいと考えながら、お屠蘇を頂く、元日の昼下がります。(雅)

